

全国再非行防止ネットワーク協議会リスク管理規程

第1章 総則

(目的) 第1条 この規程は、全国再非行防止ネットワーク協議会（以下「本協議会」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び本協議会の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲) 第2条 この規程は、本協議会の運営委員及び協力団体職員に適用されるものとする。

(定義) 第3条 この規程において「リスク」とは、本協議会に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、本協議会に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第2章 運営委員の責務

(基本的責務)

第4条 運営委員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、本協議会の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第5条 運営委員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じる本協議会の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において運営委員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。

2 運営委員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、適切にこれを処理する。

3 前各項の規定にかかわらず、運営委員は、具体的リスクの認識の端緒がヘルプラインである場合には、当該具体的リスクに対する対応については、内部通報（ヘルプライン）規程に基づく対応を優先する。

(守秘義務)

第6条 運営委員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案

又は実施する過程において取得した本協議会及び本協議会の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならない、第 1 条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、本協議会の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第 3 章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第 7 条 本協議会は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、代表をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第 8 条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、本協議会、本協議会の事業所、又は運営委員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、本協議会を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害

地震、風水害等の災害

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

② 本協議会の活動に起因する重大な事故

③ 運営委員に係る重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

② 本協議会の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

③ 内部者による背任、横領等の不祥事

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

(6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態の発生時における対応の基本方針と手順)

第 9 条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。ただし、次条の規定により緊急事態対策室（以下「対策室」という。）が設置される場合、当該部署は、対策室の指示に従い、対策室と協力して対応するものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

① 生命及び身体の安全を最優先とする。

② (必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。

③ 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

- ・生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
- ・(必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

② 本協議会の活動に起因する重大な事故

- ・生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・(必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

③ 運営委員に係る重大な人身事故

- ・生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・(必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。
- ・事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
- ・(必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。
- ・集団感染の予防を図る。

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃

- ・生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
- ・再発防止を図る。

② 本協議会の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

- ・本協議会の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・再発防止を図る。

③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事

- ・本協議会の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・(必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

- ・被害状況(機密情報漏えいの有無、本協議会外への被害拡大や影響の有無)の把握
- ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・(必要に応じ) 所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(6) その他経営上の事象

本協議会の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

(緊急事態対策室)

第10条 緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合、代表は、必要に応じて緊急事態対策室を設置するものとする。

(対策室の構成)

第11条 代表は、対策室を設置する。

2 対策室は、代表を室長とし、その他事務局長、事務局次長、総務部長等、代表が必要と認める人員で構成される。

(報道機関への対応)

第12条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

2 報道機関への対応は、事務局長及び企画広報部の職務とする。

(届出)

第13条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。

2 前項に規定する届出は、事務局長がこれを行う。

3 事務局長は、第1項に規定する届出の内容について、予め代表の承認を得なければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月9日から施行する。